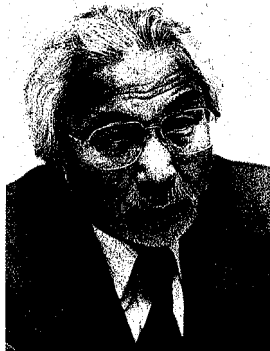


西部 邁



にしべ・すすむ—東大教授を経て現在、評論家として旺盛な言論活動を展開。隔月刊オピオン誌「表現者」顧問。著書に「無念の戦後史」など。74歳。

アベノミクスにおける二本か四本の矢も、国家による束ね(制御)がなければ、それぞれ別方向に、しかも異なった速度で、飛散していくに違いない。だから、晩かれ早かれ、国家のあるべき姿をめぐって憲法論がこの列島に湧き上がるのは必定である。

と云ってはみるものの、憲法論は、昭和35年の池田(勇人)内閣のとき以来、ほとんど封印されたままである。だから、話が憲法の内容に及ぶ前に、憲法とは何ぞや、という初歩的な段階で百家争鳴の状態になるのではないかと懸念される。歴史がまるで(明治憲法の制定された)120余年前に戻るといった有り様なのだから呆れた国情といわざるをえない。

時評



2013.7.11

憲法論の進め方

憲法は国家にとっての理想を示すものだが、それゆえ非現実的な規範が憲法で語られていたとて騒ぐに当たらない、という意見がまだ堂々と主張されている。このオピニオン(根拠の定かならぬ臆説)は「二重の意味で間違っている。一つは、規範とは「理想と現実のあいだの平衡」を指し示すものである。たときは平等という理想と格

に設計・建築するといつわゆるコンストラクティヴィズム(建設主義)の良にはまってしまう。建設主義が間違っていることは、ソ連流の社会統制主義が崩壊したことによって、さらにはアメリカ流の個人(競争)主義が挫折していることによつてすでに証明済みといつてさかつかえない。それら両国は、自由という理想と秩序とい

である。しかし、民主主義は、まだ発展途上どころか、爛熟の極に近づきつつある。「多数者の専制」あるいは「世論の支配」が絶頂に達しているというのに、つまり政府権力がマス(大衆)の前に拝跪しているさなかに、政府権力を憲法によつて規制せよと叫び立てるのは、国民がパブリック・マインド(公共心)を失っていること

に乗せるやり方のごとにほかならない。単純模型の大量流行で国家を自由自在に操作するための手引書、それを憲法とみなすのは国家解体の早道である。事実、その軌道の赴くところ、戦後日本は国家を失つて(国際社会という名の)国家間争闘の場で当て処なく漂流しているのだ。

差という現実のあいだの平衡としての公正が必要だ、ということこそ語るのが憲法でなければならぬ。平等という理想を説くだけでは、国家が悪平等に、つまり画一主義に、染まって硬直すること請け合いなのである。

う現実のあいだで平衡をとるのに失敗したのである。憲法とは「政府権力にたいする制限」を規定するものだ、という考え方がまたまこととやかに強調されている。選挙権が(財産の多寡によつて)制限されていたり、貴族階級や地主階級の特権が野放しにされていたりする、こういうのなら、その考え方が採用されて当然

法は国民の欲望や行動にも規範を与えるものでなければならぬのである。憲法にかんする、こういう初歩的な誤解が罷り通っているのは、国家を「創る」という近代「主義」の思想を反省することが少ないからにほかならない。モダニズム(近代主義)とは、わかりやすいモデル(模型)を広くモード(流行)

ている国民ならば、憲法は歴史のなかで成るものであるとわきまをなればならない。歴史感覚を有した国民が代表者を選び、その代表者たちが歴史感覚ゆたかな討論と決定を行つたら、国家の根本規範はおのずと表現されるのだ。憲法は、そうした選挙・討論・決定を良識あるものにするための大まかな案内書にすぎない。この初歩的な常識に立たなければ憲法論は混乱の渦に巻き込まれるに相違ない。